

社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉活動等に功績顕著なものに対し社会福祉法人雲南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）がこれを表彰または感謝し、もって社会福祉事業の進展に資することを目的とする。

(表彰・感謝の方法)

第2条 この規程における表彰または感謝は、原則として雲南市総合社会福祉大会において行うものとする。ただし、会長は社会福祉事業に特段な協力をし、他の模範となるものと認めるときは、随時感謝を行うことができる。

2 表彰または感謝は会長の表彰状または感謝状ならびに記念品を贈呈しこれを行う。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰の対象とするものは次の各号に定めるものとする。

(1) 民生委員、児童委員で特に功績顕著な者

(2) 社会福祉施設、福祉団体の役員又は職員で特に功績顕著な者

(3) 社会福祉施設、福祉団体等で社会福祉活動が特に優秀な者

(4) 各種相談員としてその功績が顕著な者

(5) 自立更生の実を挙げ他の範と認められる者

2 前項の該当者であっても既往において同等の功績で、雲南市長または会長から表彰を受けたものを除く。上位の表彰、褒章等の受賞者もまた同様とする。

(感謝の対象)

第4条 会長が感謝の意を表するものは、社会福祉事業及び活動に積極的に援助協力したもの、または当該事業に貢献した役職員でその功績が顕著な団体等及び個人とする。

2 前項の該当者であっても既往において同等の功績で、雲南市長または会長から感謝を受けたものを除く。上位の表彰、褒章等の受賞者もまた同様とする。

(表彰・感謝状の該当資格)

第5条 表彰に該当するものの資格は別表1「表彰選考区分」または感謝に該当するものの資格は別表2「感謝選考区分」の要件をそれぞれ具備するものとする。

(候補の推薦)

第6条 常務理事、専任理事及び各福祉団体等の長はこの規程に定める表彰または感謝に該当すると認められるものを別に定める様式によって会長に推

薦することができる。

2 会長は、前項の規定にかかわらず候補を推薦することができる。

(表彰審査委員会)

第7条 表彰又は感謝の候補を審査するため、表彰審査委員会（以下「審査委員会」という）をおく。

2 審査委員会は委員8名以内をもって組織する。

(審査委員会の委員及び任期)

第8条 委員は次の各号に掲げるものから会長が委嘱する。

(1) 社会福祉協議会理事 3名以内

(2) 各福祉団体の長 5名以内

2 委員の任期は2年とする。

(委員長)

第9条 審査委員会に委員の互選により委員長をおく。

2 委員長は審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(審査委員会)

第10条 審査委員会は委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の決定は、過半数で決し可否同数のときは委員長が決するところによる。

(委員会の責務)

第11条 委員会は会長より提出された第6条による推薦書にもとづく表彰または感謝の候補について審査し会長に答申するものとする。

(贈呈者の決定)

第12条 会長は、前条の答申をうけ表彰状または感謝状贈呈者を決定する。

(追彰)

第13条 この規程の定めるところにより、表彰状贈呈者となった者がその表彰前に死亡したときは追彰し、第2条2項に規定する表彰状及び記念品はその遺族に授与する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、表彰及び感謝に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 第3条第1項及び第4条第1項に規定する表彰または感謝の対象とする勤務年数及び功績は、平成16年10月31日に解散した社会福祉法人島根県大東町社会福祉協議会、社会福祉法人加茂町社会福祉協議会、社会福祉法人木次町社会福祉協議会、社会福祉法人三刀屋町社会福祉協議会、社会福祉法人吉田村社会福祉協議会及び社会福祉法人掛合町社会福祉協議会（以下「解散法人」という。）における勤務年数及び功績を含むものとする。また、6町村合併により統合した各福祉団体においても統合前における各福祉団体の勤務年数、功績を含むものとする。
3. 第3条第2項及び第4条第2項に規定する雲南市長または会長は、旧大東町、旧加茂町、旧木次町、旧三刀屋町、旧吉田村及び旧掛合町の首長または、解散法人の会長を含むものとする。